



計量証明書

発行第 D220913-01

平成22年10月20日

富山県高岡市材木町731

株式会社高岡市衛生公社 殿

御依頼による試料の計量結果は、下記の通りであることを証明します。

認定番号 0026-01
 富山県知事登録 特定濃度第特1号
 カナキ株式会社
 〒933-0946
 富山県高岡市昭和町1丁目4番1号
 TEL(0766)25-0185 FAX(0766)26-9677
 環境計量士 釣谷 勝幸

試料の区分: 大気

採取施設名又は場所	富山県高岡市四屋883番地1 (株)高岡市衛生公社 四屋中間処理場 廃棄物焼却炉
試料名	排ガス
試料採取日(自社、持込の区分)	平成22年9月13日 (自社 持込*)
採取時刻	10:55 ~ 14:55
採取方法	JIS K 0311 (2008) 排ガス中のダイオキシン類の測定方法
計量を実施した日付又は期間	平成22年9月13日 ~ 平成22年10月20日
外注した場合の業務の内容、外注先	-----

*: 持ち込み試料にあつては、サンプリングに関する事項について当社は関知しない。

計量の対象	計量の結果		計量方法
	ダイオキシン類 (PCDDs+PCDFs+DL-PCBs)	実測濃度	
	毒性当量	0.36 ng-TEQ/m ³ (N)	

JIS K 0311 (2008) 排ガス中のダイオキシン類の測定方法

備考: ※ ダイオキシン類の毒性当量は計量証明対象外です。
 ※ ダイオキシン類の各々の実測濃度は次ページに示す通りです。
 ※ 計量証明書の一部だけを複製してはならない。

規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性 等価係数	毒性等量	
ポリ塩化ジベンゾフラン	2,3,7,8-TeCDF	0.12	0.0003	0.0001	0.1	0.016
	1,2,3,7,8-PeCDF	0.15	0.0013	0.0003	0.03	0.0061
	2,3,4,7,8-PeCDF	0.20	0.0011	0.0003	0.3	0.081
	1,2,3,4,7,8-HxCDF	0.22	0.0021	0.0008	0.1	0.029
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	0.23	0.0021	0.0005	0.1	0.030
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	0.013	0.00008	0.00003	0.1	0.0017
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	0.28	0.0026	0.0008	0.1	0.037
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	0.68	0.004	0.001	0.01	0.0090
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	0.064	0.0021	0.0005	0.01	0.00085
	OCDF	0.14	0.0011	0.0003	0.0003	0.000056
	Total PCDFs	—	—	—	—	0.21
ポリ塩化ジベンゾ パラ ジオキシン	2,3,7,8-TeCDD	0.021	0.0013	0.0003	1	0.028
	1,2,3,7,8-PeCDD	0.053	0.0008	0.0003	1	0.070
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	0.040	0.004	0.001	0.1	0.0052
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	0.091	0.0029	0.0008	0.1	0.012
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	0.067	0.0026	0.0008	0.1	0.0089
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	0.57	0.0024	0.0008	0.01	0.0076
	OCDD	0.51	0.004	0.001	0.0003	0.00020
	Total PCDDs	—	—	—	—	0.13
Total (PCDDs+PCDFs)	—	—	—	—	0.34	
コプラナー ポリ塩化ビ フェニル	3,4,4',5-TeCB (#81)	0.070	0.0003	0.0001	0.0003	0.000028
	3,3',4,4'-TeCB (#77)	0.22	0.0018	0.0005	0.0001	0.000029
	3,3',4,4',5-PeCB (#126)	0.12	0.0011	0.0003	0.1	0.016
	3,3',4,4',5,5'-HxCB (#169)	0.033	0.0018	0.0005	0.03	0.0013
	2',3,4,4',5-PeCB (#123)	0.015	0.0008	0.0003	0.00003	0.0000060
	2,3',4,4',5-PeCB (#118)	0.065	0.011	0.003	0.00003	0.000026
	2,3,3',4,4'-PeCB (#105)	0.078	0.005	0.002	0.00003	0.000031
	2,3,4,4',5-PeCB (#114)	0.036	0.0016	0.0005	0.00003	0.000014
	2,3',4,4',5,5'-HxCB (#167)	0.025	0.0026	0.0008	0.00003	0.0000099
	2,3,3',4,4',5-HxCB (#156)	0.079	0.0018	0.0005	0.00003	0.000031
	2,3,3',4,4',5'-HxCB (#157)	0.044	0.0021	0.0005	0.00003	0.000017
2,3,3',4,4',5,5'-HpCB (#189)	0.057	0.0018	0.0005	0.00003	0.000023	
Total コプラナーPCB	—	—	—	—	0.018	
Total ダイオキシン類	—	—	—	—	0.36	

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合には、単位を $\text{ng}/\text{m}^3\text{N}$ (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$)、排水の測定結果を記入する場合には、単位を pg/L (毒性等量にあつては、 $\text{pg-TEQ}/\text{L}$)とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合には、単位を ng/g (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$)とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。
- 6 用語の定義は、日本工業規格K0311、又はK0312又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。



試験成績書

発行第 D220913-12

平成22年10月20日

富山県高岡市材木町731

株式会社高岡市衛生公社 殿

御依頼による試料の試験結果は、下記の通りであることを報告します。

認定番号 富山県10-0-26-01
 富山県知事登録(特定濃度第特1号)
 カナモト株式会社
 〒933-0946
 富山県高岡市昭和町1丁目4番1号
 TEL(0766)25-0185 FAX(0766)26-9677
 環境計量士 釣谷 勝幸

試料の区分: 灰

採取施設名又は場所	富山県高岡市四屋883番地1 (株)高岡市衛生公社 四屋中間処理場 廃棄物焼却炉
試料名	ばいじん
試料採取日(自社、持込の区分)	平成22年9月13日 (<u>自社</u> 持込*)
採取時刻	14:45
採取方法	特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法 別表第1(平成4年7月 厚生省告示第192号)
試験を実施した日付又は期間	平成22年9月13日 ~ 平成22年10月20日
外注した場合の業務の内容、外注先	-----

*:持ち込み試料にあつては、サンプリングに関する事項について当社は関知しない。

試験の対象	試験の結果		試験方法
	ダイオキシン類 (PCDDs+PCDFs+DL-PCBs)	実測濃度	
	毒性当量	1.1 ng-TEQ/g	

備考: ※ ダイオキシン類の各々の実測濃度は次ページに示す通りです。
 ※ 試験成績書の一部だけを複製してはならない。

規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性 等価係数	毒性等量	
ポリ塩化ジベンゾフラン	2,3,7,8-TeCDF	0.20	0.0019	0.0006	0.1	0.020
	1,2,3,7,8-PeCDF	0.49	0.0017	0.0004	0.03	0.015
	2,3,4,7,8-PeCDF	0.67	0.0015	0.0004	0.3	0.20
	1,2,3,4,7,8-HxCDF	1.1	0.004	0.001	0.1	0.11
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	1.1	0.0025	0.0008	0.1	0.11
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	0.090	0.0019	0.0006	0.1	0.0090
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	0.92	0.0017	0.0004	0.1	0.092
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	3.2	0.004	0.001	0.01	0.032
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	0.57	0.0025	0.0008	0.01	0.0057
	OCDF	1.4	0.004	0.001	0.0003	0.00041
	Total PCDFs	—	—	—	—	0.59
ポリ塩化ジベンゾ パラジオキシン	2,3,7,8-TeCDD	0.056	0.0008	0.0002	1	0.056
	1,2,3,7,8-PeCDD	0.24	0.0013	0.0004	1	0.24
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	0.23	0.0021	0.0006	0.1	0.023
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	0.71	0.0030	0.0008	0.1	0.071
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	0.48	0.0019	0.0006	0.1	0.048
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	4.7	0.004	0.001	0.01	0.047
	OCDD	6.7	0.004	0.001	0.0003	0.0020
	Total PCDDs	—	—	—	—	0.49
Total (PCDDs+PCDFs)					—	1.1
コプラナー ポリ塩化 ビフェニル	3,4,4',5'-TeCB (#81)	0.070	0.0011	0.0002	0.0003	0.000021
	3,3',4,4'-TeCB (#77)	0.11	0.0017	0.0004	0.0001	0.000011
	3,3',4,4',5'-PeCB (#126)	0.13	0.0015	0.0004	0.1	0.013
	3,3',4,4',5,5'-HxCB (#169)	0.055	0.0011	0.0004	0.03	0.0017
	2',3,4,4',5'-PeCB (#123)	0.012	0.0013	0.0004	0.00003	0.00000037
	2,3',4,4',5'-PeCB (#118)	0.035	0.0023	0.0006	0.00003	0.0000011
	2,3,3',4,4'-PeCB (#105)	0.037	0.0019	0.0006	0.00003	0.0000011
	2,3,4,4',5'-PeCB (#114)	0.028	0.004	0.001	0.00003	0.00000085
	2,3',4,4',5,5'-HxCB (#167)	0.031	0.0023	0.0006	0.00003	0.00000093
	2,3,3',4,4',5'-HxCB (#156)	0.078	0.0015	0.0004	0.00003	0.0000023
	2,3,3',4,4',5'-HxCB (#157)	0.033	0.0006	0.0002	0.00003	0.00000098
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB (#189)	0.075	0.0021	0.0006	0.00003	0.0000022
Total コプラナーPCB					—	0.015
Total ダイオキシン類					—	1.1

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合には、単位を $\text{ng}/\text{m}^3\text{N}$ (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$)、排水の測定結果を記入する場合には、単位を pg/L (毒性等量にあつては、 $\text{pg-TEQ}/\text{L}$)とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合には、単位を ng/g (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$)とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。
- 6 用語の定義は、日本工業規格K0311、又はK0312又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。



試験成績書

発行第 D220913-11

平成22年10月20日

富山県高岡市材木町731

株式会社高岡市衛生公社 殿

御依頼による試料の試験結果は、下記の通りであることを報告します。

認定番号 富山県知事登録 特定濃度第特1号
カナモリ技販株式会社
〒933-0946
富山県高岡市昭和町1丁目4番1号
TEL(0766)25-0185 FAX(0766)26-9677
環境計量士 釣谷 勝幸

試料の区分: 灰

採取施設名又は場所	富山県高岡市四屋883番地1 (株)高岡市衛生公社 四屋中間処理場 廃棄物焼却炉
試料名	焼却灰
試料採取日(自社、持込の区分)	平成22年9月13日 ((自社) 持込*)
採取時刻	14:50
採取方法	特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法 別表第1(平成4年7月 厚生省告示第192号)
試験を実施した日付又は期間	平成22年9月13日 ~ 平成22年10月20日
外注した場合の業務の内容、外注先	-----

*: 持ち込み試料にあつては、サンプリングに関する事項について当社は関知しない。

試験の対象	試験の結果		試験方法
	実測濃度		
ダイオキシン類 (PCDDs+PCDFs+DL-PCBs)	実測濃度	100 ng/g	特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法 別表第1(平成4年7月厚生省告示第192号)
	毒性当量	1.3 ng-TEQ/g	

備考: ※ ダイオキシン類の各々の実測濃度は次ページに示す通りです。
※ 試験成績書の一部だけを複製してはならない。

規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性 等価係数	毒性等量	
ポリ塩化ジベンゾフラン	2,3,7,8-TeCDF	0.26	0.007	0.002	0.1	0.026
	1,2,3,7,8-PeCDF	0.43	0.007	0.002	0.03	0.013
	2,3,4,7,8-PeCDF	0.75	0.006	0.002	0.3	0.22
	1,2,3,4,7,8-HxCDF	0.94	0.017	0.005	0.1	0.094
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	0.94	0.010	0.003	0.1	0.094
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	0.046	0.007	0.002	0.1	0.0046
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	1.3	0.007	0.002	0.1	0.13
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	3.6	0.017	0.005	0.01	0.036
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	0.28	0.010	0.003	0.01	0.0028
	OCDF	0.65	0.017	0.005	0.0003	0.00020
	Total PCDFs	—	—	—	—	0.63
ポリ塩化ジベンゾ パラ ジオキシン	2,3,7,8-TeCDD	0.075	0.0033	0.0008	1	0.075
	1,2,3,7,8-PeCDD	0.31	0.005	0.002	1	0.31
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	0.26	0.008	0.002	0.1	0.026
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	0.63	0.012	0.003	0.1	0.063
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	0.51	0.007	0.002	0.1	0.051
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	3.8	0.014	0.004	0.01	0.038
	OCDD	3.8	0.016	0.005	0.0003	0.0011
	Total PCDDs	—	—	—	—	0.57
Total (PCDDs+PCDFs)					—	1.2
コプラナー ポリ塩化 ビフェニル	3,4,4',5'-TeCB (#81)	0.27	0.0041	0.0008	0.0003	0.000082
	3,3',4,4'-TeCB (#77)	0.76	0.007	0.002	0.0001	0.000076
	3,3',4,4',5'-PeCB (#126)	0.74	0.006	0.002	0.1	0.074
	3,3',4,4',5,5'-HxCB (#169)	0.24	0.004	0.002	0.03	0.0073
	2',3,4,4',5'-PeCB (#123)	0.061	0.005	0.002	0.00003	0.0000018
	2,3',4,4',5'-PeCB (#118)	0.15	0.009	0.002	0.00003	0.0000044
	2,3,3',4,4'-PeCB (#105)	0.31	0.007	0.002	0.00003	0.0000093
	2,3,4,4',5'-PeCB (#114)	0.10	0.016	0.005	0.00003	0.0000031
	2,3',4,4',5,5'-HxCB (#167)	0.11	0.009	0.002	0.00003	0.0000034
	2,3,3',4,4',5'-HxCB (#156)	0.36	0.006	0.002	0.00003	0.000011
	2,3,3',4,4',5'-HxCB (#157)	0.21	0.0025	0.0007	0.00003	0.0000063
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB (#189)	0.30	0.008	0.002	0.00003	0.0000089
Total コプラナーPCB					—	0.081
Total ダイオキシン類					—	1.3

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合には、単位を $\text{ng}/\text{m}^3\text{N}$ (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$)、排水の測定結果を記入する場合には、単位を pg/L (毒性等量にあつては、 $\text{pg-TEQ}/\text{L}$)とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合には、単位を ng/g (毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$)とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定を行った場合は、備考欄に測定に用いた方法を記載すること。
- 6 用語の定義は、日本工業規格K0311、又はK0312又は規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- 7 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。